

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染防止対策のための委員会、その他の当該病棟の組織に関する基本事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策防止委員会を設置し、毎月 1 回会議を行い感染防止策に関する事項を検討します。

また感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3 院内感染防止対策のための職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年 2 回以上行っています。

4 感染症の発生時状況の報告に関する基本事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行います。感染防止対策委員会に感染情報レポートを作成して提出し、検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

5 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、感染対策チーム（ICT）は迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学調査を行い感染拡大の防止を行います。

必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応します。

6 患者様への情報提供に関する事項

本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。あわせて感染防止の意義および手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

7 その他の当院における院内感染防止対策の推進のために必要な基本事項

1) 感染防止対策の促進のため、「院内感染防止マニュアル」を作成し、病院職員は遵守します。

マニュアルはガイドラインを参考にし、病院職員への周知を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

2) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年 1 回以上受診し、B 型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め、健康管理に留意します。

3) 感染対策向上加算 1 に係る届出を行った医療機関（厚生連村上総合病院）が開催する感染防止対策合同カンファレンスに参加し、それぞれの医療機関における院内感染防止対策を評価しあい、院内感染防止対策の強化を図ります。